

●香川県告示第353号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、昭和48年3月22日指道第55号（昭和48年香川県告示第214号）で行った道路の位置の指定を次のように廃止した。

平成28年11月25日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 廃止年月日 平成28年11月17日
- 2 指定を廃止する道路の位置 丸亀市中府町4丁目428番1
- 3 指定を廃止する道路の幅員とその延長 幅員 4.00メートル
延長 32.33メートル

関係の図面は、香川県土木部建築指導課及び香川県中讃土木事務所総務課において閲覧に供する。